

令和八年熊本地震観光支援事業費補助金交付要綱

令和八年八月二十八日 観参第四百四十四号

(通則)

第一条 令和八年熊本地震観光支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令及び関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(目的)

第二条 この補助金は、九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県をいう。以下同じ。）の各県（以下「九州各県」という。）が、令和八年熊本地震により深刻な影響を受けた九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復及び喚起するため、旅行者が旅行商品又は宿泊サービスを購入する際に割引を行うために必要な経費を支援する事業の実施に要する経費に対し、国が補助金を交付することにより、観光再生を図ることを目的とする。

(定義)

第三条 本要綱における用語は以下のとおりとする。

一 令和八年熊本地震観光支援事業費補助金

実施計画に基づく事業に要する経費のうち九州各県が負担する経費に充てるため、国が補助する補助金をいう。

二 補助対象者

この補助金の補助対象者は、九州各県とする。

三 補助対象事業

補助対象事業は、令和八年熊本地震観光支援実施計画（以下「実施計画」という。）を作成する九州各県が実施する別紙一に定める事業とする。

四 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に要する別紙二に掲げる経費のうち九州各県が負担する経費とする。

(交付限度額の決定及び変更決定通知)

第四条 国土交通大臣は、予算の範囲内において、次条第一項の実施計画に掲げる補助対象事業に要する経費に対し、別に定める県ごとの交付限度額を別記様式第一による交付限度額通知書により補助対象者に通知する。なお、旅行需要の回復状況、事業の実施状況等の地域ごとの実情を踏まえ、国土交通大臣は、必要に応じて、当該交付限度額を変更することができるものとし、変更後の交付限度額を別記様式第二による交付限度額変更通知書により補助対象者に通知する。

(実施計画の作成及び提出等)

第五条 補助金の交付を受けようとする県（以下「県」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画を作成する県の名称
- 二 補助対象事業の名称
- 三 補助対象事業の実施期間
- 四 補助対象事業の概要
- 五 不正を防止するための措置
- 六 事業効果
- 七 補助対象事業に要する費用及び補助対象経費
- 八 その他必要な事項

2 県は、実施計画に変更が生じた場合には、国土交通大臣に報告するものとする。

3 県は、事業実施に伴う効果を検証し、その内容を公表するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。

(交付申請)

第六条 適正化法第五条及び適正化法施行令第三条の規定による補助金の交付申請について、補助金の交付を受ける県（以下「交付申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、別記様式第三による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請をするに当たっては、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下同じ。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、補助金交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第七条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第六条の規定に基づき交付申請者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第八条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第八条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第四による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第九条 適正化法第九条に規定する補助金交付申請の取下げについて、交付決定を受けた県（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して十五日を経過する日までに、国土交通大臣に別記様式第五による申請取下書を提出するものとする。

（申請の変更）

第十条 補助事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、補助金交付申請書の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第六により変更交付申請書を提出するものとする。

- 一 補助対象経費総額の増加
- 二 補助対象事業の内容（ただし、補助対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。）

（交付の変更決定）

第十一条 国土交通大臣は、前条の規定により申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

（交付の変更決定の通知）

第十二条 国土交通大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第七による変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（変更申請の取下げ）

第十三条 適正化法第九条第一項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた補助事業者は、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して十五日を経過する日までに、国土交通大臣に別記様式第八による変更申請取下書を提出するものとする。

（遂行状況報告）

第十四条 補助事業者は、適正化法第十二条の規定による遂行状況の報告について、国土交通大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第九による遂行状況報告書を提出するものとする。

（補助事業の遂行等の命令）

第十五条 国土交通大臣は、補助対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第十三条第一項の規定に基づき、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第十三条第二項の規定に基づき、補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十六条 補助事業者は、適正化法第十四条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して一月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に別記様式第十による実績報告書を提出して行うものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、補助金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の四月三十日までに年度終了の実績報告として別記様式第十による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第六条第二項ただし書に該当する補助事業者は、第一項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

4 第六条第二項ただし書に該当する補助事業者は、第一項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第十一の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに国土交通大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第十七条 国土交通大臣は、適正化法第十五条の規定に基づき、補助対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別記様式第十二による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第十八条 国土交通大臣は、第十七条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第十三による補助金支払請求書又は様式第十四による補助金概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第五十八条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(是正のための措置)

第十九条 国土交通大臣は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第十六条第一項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第二十条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、適正化法第十七条第一項及び第二項の規

定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

三 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 国土交通大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、適正化法第十八条第一項の規定に基づき、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 国土交通大臣は、前項の返還を命ずる場合（第一項第四号の場合を除く。）には、適正化法第十九条第一項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年十・九五パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 国土交通大臣は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第十九条第二項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

5 国土交通大臣は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第十九条第三項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

第二十一条 国土交通大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、適正化法第十八条第二項の規定に基づき、当該補助事業者はその額の返還を命じなければならない。

（補助金の返還の期限）

第二十二条 適正化法第十八条第一項及び第二項の規定による補助金の返還の期限については、同条第一項の場合にあっては、返還の命令がなされた日から二十日以内とし、同条第二項の場合にあっては、返還の命令に付した日とする。

（補助金の経理）

第二十三条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後五年間保存しなければならない。

（補助対象事業の検査等）

第二十四条 国土交通大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第二十三条第一項の規定に基づき、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、別記様式第十五による立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(間接補助金交付の際付す条件)

第二十五条 補助事業者は、補助対象事業を行う市町村、一部事務組合、広域連合及びその他の事業者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、第九条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- 一 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が五十万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
 - 二 補助事業者が、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
 - 三 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、第十六条第四項に準じて付した条件及び第一項第二号で付す条件により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第二十六条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が五十万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない（国土交通大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第二十七条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和八年八月二十八日から施行する。

別紙一

I. 第三条第三項の補助対象事業は以下の条件を満たすものとする。

- (1) 目的地が九州地方に限定される宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービス（以下「旅行商品等」という。）を対象とし、旅行代金又は宿泊代金が割り引かれるもの（以下「対象商品」という。）であること。
 - (2) 個々の旅行商品等の割引額は、旅行商品等の単価に別紙二の割引率を乗じた額又は別紙二別表における割引限度額のうち、いずれか小さい方の額の範囲内であること。
 - (3) 宿泊対象日は、九州各県において令和八年十月一日から令和九年二月二十八日までの期間内で設定すること。ただし、令和八年十二月二十六日から令和九年一月三日までの期間は除外すること。また、宿泊対象日には、令和八年十月三十一日までの日を含むこと。
 - (4) 以下により、本事業による旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するための措置を講ずること。
 - ① 対象商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを旅行者が明確に認知できるようにすること。
 - ② 対象商品の販売に際し、助成分を予め上乗せされ、本来の価格が不当に設定されることにより、支援の趣旨を逸脱した販売が行われないよう旅行業者及び宿泊事業者等に周知すること。特に、需要動向や物価上昇などの影響を超えて、合理的な範囲を上回るような高額な価格設定をしていることが明らかである場合などは、国へ報告を行うとともに、旅行業者及び宿泊事業者等の登録抹消などの措置を含め、厳正に対処すること。
 - ③ 対象商品の販売に際しては、利用者が公平に購入可能な販売方法を用いるとともに、制度の趣旨に鑑み、公平性に留意しつつ、九州地方内における多様な旅行商品及び宿泊サービスを取り揃えている地場の旅行業者及び宿泊事業者等の活用を含め、複数の販売方法を用いること。また、対象商品の販売者が、取引先等の関係者に優先販売することを禁止するとともに、その旨の周知徹底を図ること。
 - ④ 本事業の目的である九州地方の観光支援という観点から、ビジネス目的での本事業の利用を極力排除するための措置を講ずること。
 - ⑤ 正当な理由なく、特定の旅行者が支援を受けられないなどの差別的な取扱いが生じないよう、旅行業者及び宿泊事業者等に適切に周知徹底を図ること。
 - ⑥ 事業における不正を防止するための措置として、別に定める旅行業者及び宿泊事業者等に対しては、対象商品の販売を許可しないこと。
 - ⑦ その他、地域の実情に応じて、旅行需要の喚起効果の最大限の発揮と不正防止のため、創意工夫を図ること。
- ※複数県にわたる一の旅行行程について、本事業の補助対象となる場合であっても、当該旅行代金又は宿泊代金に対し、重複して割引を適用することはできない。重複適用が確認された場合は、当該旅行を支援対象外とする。

※第二十一条による補助金の返還命令を受けた場合は、旅行業者及び宿泊事業者等からの債権回収状況に関わらず、第二十二条により定める期限までに履行すること。

Ⅱ. 第五条第三項の公表及び報告する事項は以下のとおりとする。

- (1) 販売する対象商品の内容及び数量並びにその販売時期及び利用可能時期
- (2) 対象商品の販売方法とその販売割合、その他旅行需要の喚起効果を最大限発揮するとともに、不正を防止するために講じた措置

別紙二

令和八年熊本地震観光支援事業		
補助対象者	補助対象経費	補助率等
熊本県、鹿児島県	(1)旅行の促進のための補助 (直接経費) イ 旅行代金の割引額 ロ 宿泊代金の割引額 (2)事務経費 イ システム管理費 ロ 広報宣伝費 ハ 管理委託費 ニ その他事業の目的を遂行するために必要であると大臣が認めた経費（補助事業者の運営費、人件費などの経常経費は対象外）	(1)旅行の促進のための補助 旅行代金・宿泊代金の 60%で割り引いた額（ただし、旅行商品等あたりの割引限度額は別表による。） (2)事務経費 これまでに第七条の規定による補助金の交付決定を行った額（第十一条の規定による補助金の変更交付決定を行った場合には、その額）の合計の 10 分の 1 を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県	(1)旅行の促進のための補助 (直接経費) イ 旅行代金の割引額 ロ 宿泊代金の割引額 (2)事務経費 イ システム管理費 ロ 広報宣伝費 ハ 管理委託費 ニ その他事業の目的を遂行するために必要であると大臣が認めた経費（補助事業者の運営費、人件費などの経常経費は対象外）	(1)旅行の促進のための補助 旅行代金・宿泊代金の 50%で割り引いた額（熊本県又は鹿児島県の宿泊を含む周遊型旅行商品（宿泊地が 2 県以上の旅行商品）にあつては、旅行代金の 60%で割り引いた額とする。ただし、旅行商品等あたりの割引限度額は別表による。） (2)事務経費 これまでに第七条の規定による補助金の交付決定を行った額（第十一条の規定による補助金の変更交付決定を行った場合には、その額）の合計の 10 分の 1 を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。

別表

旅行商品等	割引限度額
宿泊サービス単体商品	20,000円
宿泊を含む交通付き旅行商品（1泊）	20,000円
宿泊を含む交通付き旅行商品（2泊以上）	30,000円
周遊型旅行商品（宿泊地が 2 県以上の旅行商品）	35,000円